

# 防犯だより

令和4年2月  
富山県警察本部課  
生活安全企画



防犯だより  
ホームページ

## 防犯カメラを設置して犯罪を防ぎましょう

犯罪の起きにくい環境にするためには、防犯設備等の対策が有効です。

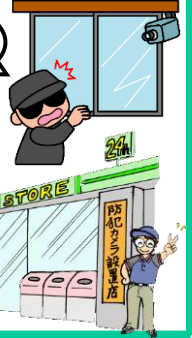
### <防犯カメラの設置>

不審者を早期に発見する、死角を無くすなどの効果が期待できますが、最大の効果は犯人の犯意を削ぐことによる、**犯罪発生**の抑止にあります。

### <防犯ステッカーなどの貼付>

「防犯カメラ作動中」「警備員巡回中」などと記したステッカーやポスターを掲示し、「防犯対策が講じられている」ことをアピールして、犯罪発生を未然に防ぎ、安心できる環境をつくりましょう。

ヤバイ！カメラだ  
この家はやめとこ



## 防犯カメラの設置効果を体感しませんか



地域の  
犯罪抑止  
対策に



通学路等  
児童の見守り  
対策に



## 地域防犯設備効果体感事業のご案内

県警察では町内会等に防犯カメラの貸出しを行い、その設置効果を体感していただく事業を行っています。関心のある団体は管轄の警察署にご相談ください。

- 貸出対象：町内会、自治振興会、防犯パトロール隊等の地域住民で結成する団体
- 貸出期間：4か月
- 貸出台数：各町内2台まで

※ 電気代は町内会等のご負担となります。貸出期間中の保守・管理費は警察が負担します。カメラ設置場所（例：公民館の電気引き込みポール等）と電源（家庭用AC電源等）の準備が必要です。



冬季五輪でウィンター  
スポーツ熱が高まっ  
ていますが…

## スキー場での盗難にご注意!



せっかく楽しい時間が台無しに…  
保管管理に注意しましょう!

令和4年3月15日から施行

# クロスボウ所持禁止

許可申請や廃棄等の措置を執らずに令和4年9月15日以降も所持し続けた場合は、不法所持となります！  
令和4年9月14日以前であっても、クロスボウの発射・持ち運び・保管等に規制がかかります。

どんなクロスボウが  
規制対象になるの？

規制対象となるのは、矢の運動エネルギーが  
6ジュール以上あるクロスボウです。  
いびき棒とストロークボウを兼ね、非駆動されて  
いるクロスボウは基本的に規制対象となります。

無償で処分します！

廃棄する場合には最寄りの  
警察署に持ち込んで下さい。  
無償で処分します。



許可制  
に!



詳細は警察庁  
ホームページにて  
<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/hoan/crossbow/index.html>

銃刀法改正により、  
クロスボウ(通称:ポウ  
ガン)の所持が原則禁  
止され、許可制となり  
ます。

令和4年3月15日の  
改正法施行後、不法  
に所持した場合、罪に  
問われます!

現在所持している場  
合は、9月14日までに  
所持許可の申請が必  
要です。

廃棄する場合は、警  
察で無償でお引き取り  
します。

最寄りの警察署まで  
お早めにご相談くださ  
い。

警察庁・富山県警察

みんなで作ろう!「日本一安全で安心して暮らせるとやま」